

## 放射線障害防止法におけるクリアランスレベル検認に係る品質保証活動について（案）

平成 17 年 10 月 26 日  
事務局

クリアランスレベルの測定・判断を適切に行うため、クリアランスを実施する事業者は、事前の評価による対象物の分類、クリアランスレベル以下であることの測定・判断、クリアランスレベル以下と判断した物への異物や汚染の混入を防止するための厳格な保管管理、測定・判断の妥当性を示す根拠の記録・保存などを適切に行うとともに、これらが一連の業務として高い信頼性をもって機能するための品質保証体制を確立することが必要である。

そのため、クリアランスを実施する事業者にあつては、工業標準化法に基づく「JIS Q 9001（2000）品質マネジメントシステム—要求事項」及び「JEAC 4111—2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」を参考に、クリアランスレベルの測定・判断の一連の業務に係る品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善することが、一連の業務に関する事業者としての説明責任を果たし信頼性を確保する上で、極めて重要であると考えられる。

以下に、クリアランスレベル検認に係る品質マネジメント項目の例を示す。今後の制度化にあつては、これらの項目がクリアランスを実施する際の基準や放射線障害予防規程の記載項目になるなど考慮することが必要である。

## (1) クリアランスレベル検認責任者

クリアランスレベルの測定・判断及び対象物の取扱いに関する業務を統一的に管理する者の責任と義務等

## (2) 教育・訓練

クリアランスレベルの測定・判断に係る業務及び対象物の取扱いに必要な知識・技術に関する定期的な教育・訓練等

## (3) 放射線測定装置の点検・校正

各種放射線測定装置の点検・校正

## (4) 誤差の取扱い

測定値や放射化計算に伴う誤差要因、放射性核種濃度の決定に伴う保守的な設定の妥当性等

## (5) 保管・管理

解体工事、運搬、保管の際の異物や汚染の混入等の防止

## (6) 記録

測定・判断の妥当性を示す根拠に関する記録及び保存

# クリアランスレベル検認に係る品質マネジメントシステムのイメージ

- 「JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム-要求事項」「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」の要求を参考

## ■ マネジメント項目（例）

- 品質保証責任者（又は検認責任者）
- 教育，訓練
- 放射線測定器の点検・校正
  - 国家標準にトレーサビリティがある線源を使用して定期的実施
- 誤差の取扱い
  - 全体として安全側に評価。必要に応じて標準線源を用いて総合的に確認
- 保管・管理
  - 搬出されるまでの間の異物の混入等の防止

## 【記録の例】

1. 事前調査結果
2. 測定条件
  - ・測定器の選定、評価単位の設定等
3. 一般情報
4. 測定又は計算結果
  - ・測定器、評価単位、BG, 正味計数率、換算計数、組成比、検出限界濃度等
5. クリアランス判断関連事項
  - ・核種別濃度、判断の裕度、判断結果等
6. 放射性廃棄物でない廃棄物
7. その他

➤ クリアランスレベル検認に係る品質の向上  
計画(P) ⇒ 実施(D) ⇒ 評価(C) ⇒ 改善(A)